

# 消火器の設置が義務付けられました！

消防法施行令の一部が改正され、延べ面積にかかわらず消火器の設置が義務付けられました。(既存飲食店も含む)

2018年3月28日公布 2019年10月1日施行

火を使用する厨房設備等のある飲食店等には、消火器の設置が必要です！



飲食店における火災原因の多くが、**こんろ**によるものです。

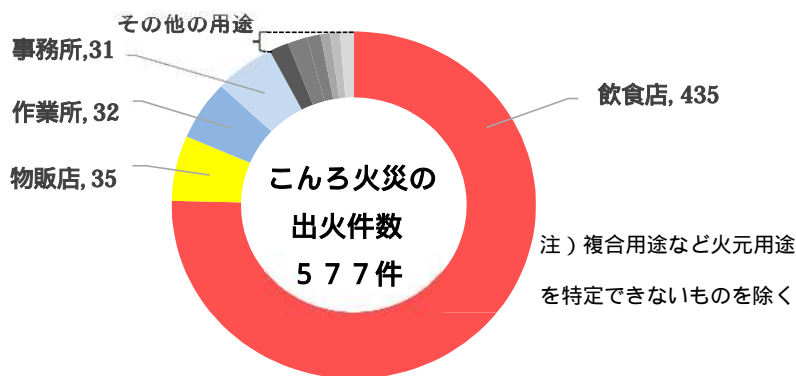
## こんろ火災の特性について

- ・ 小規模建築物(延べ面積150㎡未満)で発生したこんろ火災の約8割が**飲食店**において発生。
- ・ 建物火災の出火原因は、**こんろ**、たばこ、配線、電気機器の順に多い。
- ・ こんろ火災には延焼拡大の危険性があり、**消火器**による初期消火が必要。

## こんろ火災の火元建物用途別出火件数(住宅除く)

(H23-H27年の合計)

総務省消防庁資料



こんろ火災は急激に延焼拡大するが多い。

(たばこ、配線、電気機器による火災は、延焼拡大速度が緩慢であり、水により初期消火が可能。)

飲食店におけるこんろ火災のうち、約6割がその場を離れている間に出火したものの。

油火災に対しては、水による初期消火は困難であり、消火器による初期消火が必要。

ただし、延べ面積150㎡未満の飲食店において、消火器の設置が除外される場合があります。

防火上有効な措置として、調理油加熱防止装置、自動消火装置などの被害を軽減する安全機能を有する装置が設けられている場合は、消火器の設置が除外されます。

## 【消防のお問い合わせ先】

射水消防署予防課 0766-56-9481

新湊消防署予防課 0766-82-8337

